

／困ったときにこの一冊！／

地域活動 サポートメニュー

市民協働推進課

わくわくを繋げるまちづくり

はじめに

地域活動サポートメニューは、宇治市と関係団体に取り組むさまざまな事業のうち、地域活動のサポートに繋がる事業をピックアップし、1冊にまとめました。

“こういうとき、どうしたらいいだろう？”

“この地域活動にサポート事業はあるかな？”

“いつもの活動に一味違う内容を取り入れたい！”

など、いろいろな場面で役立つ情報をそろえておりますので、地域活動に取り組む皆様に共有いただき、ぜひご活用ください。

一部の個人向けのサポートメニューも含めて
地域活動の取組の一助になればと思い、まとめました。
情報を共有いただき、お困りの際にお役立てください。



もくじ

そなえる

- ① 防災・防犯・消防に関する事 ……P 1

みまもる

- ② 子育てに関する事 ……P 4
- ③ 高齢者など支援が必要な人に関する事 ……P 5

せいかつ

- ④ 環境・美化に関する事 ……P 8
- ⑤ 空き家に関する事 ……P 11
- ⑥ 街灯に関する事 ……P 11
- ⑦ 道路・交通に関する事 ……P 12
- ⑧ 講座・講習会・まちづくりに関する事 ……P 14

つながる

- ⑨ 地域の活動に関する事 ……P 15

※ ホームページがある事業は二次元バーコードを掲載しています。
スマートフォンのカメラで読み込んでください。
【二次元コードの読み取り方】 ……P 18

宇治市役所各課へは、代表番号（0774-22-3141）まで

① 防災・防犯・消防に関すること

事業内容 (詳細は担当課まで)

担当課

[地震・土砂災害・風水害ハザードマップ](#)

「宇治市くらしの便利帳」に、地震の震度分布図や被害想定、河川の洪水浸水想定区域図や避難所の一覧等を記載した統合型ハザードマップ（防災地図）を掲載しています。ホームページでも確認できます。



[避難行動要支援者支援事業](#)

高齢者や障害のある方など、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導などに取り組んでいただく支援団体を募集しています。

危機管理室
(うじ安心館3階)

[自主防災組織育成事業補助金](#)

町内会・自治会等自主防災組織で防災訓練や防災啓発事業を実施する際に補助金を交付します。



[防災出前講座](#)

各家庭や地域における防災対策を集会所や公民館等で紹介します。



[災害時安否確認ボード](#)

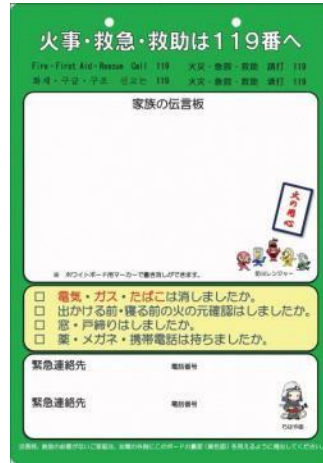
災害時に地域の安否確認を素早く行うための自主防災ツールです。必要世帯数分を配布しますので、運用の方法やルールを作成方法について、ご相談ください。



危機管理室・
消防本部予防課
(うじ安心館2階)
39-9402



<黄色面>



<緑色面>

消防署
【中署】
39-9411
【西署】
39-9413
【東署】
39-9415
【榎島分署】
39-9417

[防犯カメラ設置事業補助金](#)

町内会・自治会等で防犯カメラ設置事業を実施する際に、経費の一部について、補助金を交付します。なお、申請前には事前協議が必要です。(1町内会・自治会等につき2台まで、予算額に達し次第、受付を終了します。)



総務課
(市役所3階)

[『ながら』防犯パトロール](#)

一緒に地域や子どもの安全を見守るために参加者を募集しています。

『ながら』防犯パトロールとは・・・

日常生活を普段通りに送り『ながら』、

防犯の視点を持って地域や子どもを見守る活動です。



[露店等の開設に伴う届出](#)

コンロ等の火気器具を使用する催しを開催する際、消火器の準備や消防署への届出が必要となる場合があります。



消防署
【中署】

3 9 - 9 4 1 1

[町内会・自治会等消火器取扱訓練指導に係る消火薬剤補てん事業](#)

消防職員立会いの下、実放射された消火器が対象です。

（住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具、古くなったものや腐食、変形のある消火器などは対象外）

※近年、消火器取扱訓練は、近隣への消火薬剤の拡散配慮から訓練用水消火器を主に使用されています。

【西署】

3 9 - 9 4 1 3

【東署】

3 9 - 9 4 1 5

【榎島分署】

3 9 - 9 4 1 7

[救急講習](#)

応急手当に関する正しい知識と技術を身につけるための講習会です（心肺蘇生法及びAEDの使用方法等）。

対象：宇治市在住者または市内の事業所・学校に通勤・通学している方



消防本部
警防救急課
(うじ安心館2階)
3 9 - 9 4 0 3

[要配慮者情報管理事業](#)

火災等の災害が発生したとき、自力での避難が困難な方の安全確保を速やかにするため、登録申請を受け付けます。



消防本部
指揮指令課
(うじ安心館2階)
3 9 - 9 4 0 5

[宇治市災害ボランティアセンター](#)

災害ボランティアに関する情報提供やご相談に応じています。






社会福祉協議会
(宇治市総合
福祉会館)
2 2 - 5 6 5 0

② 子育てに関すること

事業内容 (詳細は担当課まで)	担当課
<p>地域子育て支援拠点</p> <p>市内10ヶ所で、就学前のお子さんと保護者の方が気軽にお越しいただける「ひろば」を開設しているほか、子育て等に関する相談や問い合わせをお受けしています。また、基幹センター（こども福祉課内）では子育てサークル活動向けに、備品の貸出や運営上の助言、入会希望者への紹介などの支援を行っています。</p>	 <p>【こども福祉課】 (市役所2階) 地域子育て支援 基幹センター 20-8733</p>
<p>こども家庭相談</p> <p>子育てや子どもの友人関係、家庭・学校・地域でのことなど、18歳未満の子どもと家庭に関わる相談を専門の相談員がお受けします。また、児童虐待の通告等も受け付けています。</p> <p>HP：「子育てについて悩んだときは相談してください (相談窓口を開設しています)」</p>	 <p>【こども福祉課】 こども家庭相談担当 専用電話番号 39-9178</p>
<p>ヤングケアラー相談窓口「いいやん」</p> <p>ヤングケアラーに関する悩みなどを受け付けています。子ども自身からも電話を受け付けています。</p> <p>HP：「ヤングケアラー相談窓口（気になったら連絡を）」</p>	 <p>【こども福祉課】 ヤングケアラー担当 専用電話番号 21-0433</p>



③ 高齢者などの支援が必要な人に関すること

事業内容（詳細は担当課まで）	担当課
<p><u>障害のある方のコミュニケーション手段・配慮についての出前講座</u></p> <p>障害のある方のコミュニケーション（手話・要約筆記・筆談・手引き）手段・配慮についての出前講座を行います。簡単な手話のあいさつや障害のある方への接し方などコミュニケーションについて講演します。</p> <p>費用は無料ですが、会場は申込者でご用意ください。</p>	障害福祉課 (市役所 1 階)
<p><u>各種健康講座</u></p> <p>ご希望のテーマに合わせて保健師または栄養士による講座、血圧測定、運動実技等を行います。その他、うじ安心館等で成人健康相談や健康講座も開催しています。</p>	健康づくり推進課 (市役所 1 階)
<p><u>地域包括支援センター</u></p> <p>高齢者の方々が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるように様々な支援を行うための総合相談窓口です。お住まいの地域を担当する地域包括支援センターをご利用ください。</p>	
<p><u>生活支援コーディネーターの配置</u></p> <p>高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的として、地域における生活支援等の体制整備に向けた調整役として「生活支援コーディネーター」を配置しています。</p> <p>高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日常生活上の生活支援体制の充実・強化を図るとともに、高齢者の社会参加、生きがいづくりの機会を創り出し、介護予防へと繋がります。</p> <p>HP:「生活支援体制整備事業の推進」の中に掲載</p>	 長寿生きがい課 (市役所 1 階)
<p><u>山城ふるさとを守る絆ネット推進事業</u></p> <p>事業所が配達や訪問時に市民の皆さんの日常生活の異変等を察知した場合、市に連絡し、市が迅速に対応を行います。</p>	

[生活支援コーディネーターと学ぶ](#)
[「気にかけて合う地域づくり勉強会」](#)

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちづくりを目指して、生活支援コーディネーターと共に「気にかけて合う地域づくり」について考えませんか。お時間は30分程度ですが、ご希望に応じて時間の調整は可能です。



HP:「生活支援体制整備事業の推進」の中に掲載

[健康長寿サポーター養成講座](#)
 （宇治源輝人（げんきびと）講座）

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるよう、ちょっとした身の回りの生活支援（掃除や買い物等）や通いの場等の高齢者の居場所でのボランティア活動など、地域で新たに活動に取り組んでいただける担い手を養成する講座を開催します。（年2回。詳細は、ホームページ等にて掲載します。）

長寿生きがい課
 （市役所1階）

[認知症あんしんサポーター養成講座](#)

認知症を正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を見守り、応援してくれる人を養成します。講師が出向き、無料で講座を開催します。

講座の開催を希望される場合は、認知症コーディネーター（中宇治地域包括支援センター／28-3686）へご相談ください。

[介護保険制度出張講座](#)

介護保険制度について、職員が出向いて説明します。



介護保険課
 （市役所1階）

[ふれあい収集](#)

介護が必要な方や、身体に障害のある方など、ごみ収集場所へのごみ出しが困難な世帯に対し、玄関先での戸別ごみ収集や、希望者へ声かけ（安否確認）を行っています。



まち美化推進課
 （宇治市役所西館）

地域deげんき講座

リハビリテーションの専門職が出向き、地域の要望にあわせて転倒予防・ロコモ予防などの介護予防の講座を行います。講座の開催を希望される方は介護予防サポートセンター（28-3160）へご相談ください。



福祉サービス公社
28-3150

対象：住民等が主体となって介護予防の活動を行おうとしている、または行っている10名以上の団体（メンバーの半数が65歳以上）

民生委員・児童委員の紹介

各地域ごとに担当の民生委員・児童委員が決まっています。お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員の氏名や連絡先等については地域福祉課へお問い合わせください。

地域支え合い出前講座

宇治市地域福祉計画の理念や地域福祉の考え方について、職員が出向いて説明します。



地域福祉課
(市役所1階)

日本赤十字社 赤十字地域防災セミナー

災害時の備えをテーマに「赤十字地域防災セミナー」を実施しています。

宇治市社会福祉協議会のサポート依頼

小地域での住民福祉活動、福祉問題を共有している人々の支えあい活動、市民のボランティア活動などをサポートします。

社会福祉協議会
(宇治市総合福祉会館)
22-5650

身近な地域での福祉活動

ふれあいサロン（居場所）に関する支援制度、その他助成支援制度などのほか、相談内容から各種団体へお繋ぎします。

共同募金委員会
(事務局：社会福祉協議会)
(宇治市総合福祉会館)

赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金の募集・助成

22-5650

赤い羽根共同募金：10月1日から翌年3月31日まで
歳末たすけあい募金：12月1日から12月31日まで

④ 環境・美化に関すること

事業内容 (詳細は担当課まで)

担当課

[ごみの収集日の案内](#)



ごみ収集場所看板の配布

ごみ収集場所に看板がない、汚損または毀損の場合に配布します。

[ごみの分別方法の案内](#)



資源物抜き取り防止啓発パトロール

町内会・自治会からの依頼でパトロールをします。

[鳥獣の死骸について](#)

LINEで報告していただくことができます。緊急対応の場合は電話連絡ください。



まち美化推進課
(市役所西館)

[古紙等集団回収報償制度](#)

実施団体の登録後、古紙の引渡し量に応じて年2回報償金を交付します。



[溝掃除用泥入れ箱の貸し出し](#)

配達を行いますので、溝掃除をする際は事前にお申し込みください。



[出前講座 \(ごみ減量・ごみ分別\)](#)

ごみの分別・リサイクル等について説明します。



[集合住宅の自転車無料引取り](#)

集合住宅にある不要な自転車を無料で3台から引取り、海外でリユースします。 ※個人宅への引取りは実施しておりません。



制服リユース

まだ利用できる宇治市立中学校の制服（制服上下、シャツ、体操服、体育館シューズ、柔道着等）を回収し、必要とする方へ譲渡します。

海外リユース事業

まだ利用できる衣類、靴、帽子、かばん、ぬいぐるみ、服飾雑貨等を常設のボックスで回収しています。



まち美化推進課
(西館3階)

羽毛ふとんリサイクル

ダウン含有率50パーセント以上の羽毛ふとんを窓口にて回収しています。※汚損していても回収可能です。

あき地の雑草等に関する相談浄化槽に関する届出

使用開始報告書、使用廃止届出書、管理者変更報告書など



工事や事業所等から生じる騒音・振動・悪臭に関する相談

犬の糞害防止啓発看板の貸出

1世帯に1枚貸し出します。

環境企画課
(市役所西館)

環境美化啓発物品の貸出

ベスト・火ばさみを貸し出します。

環境学習出前講座

地球温暖化問題に関して学べる機会を提供します。
テーマ：家庭でできる省エネ、緑のカーテンなど

[公園・遊園等の日常維持管理と報償費について](#)

承諾を得た各地区の町内会・自治会等に対し、支払基準に応じた報償費を支払い公園・遊園等の日常維持管理を行っていただく制度です。



公園緑地課
(市役所 4 階)

[市が管理する公園遊具の損傷](#)

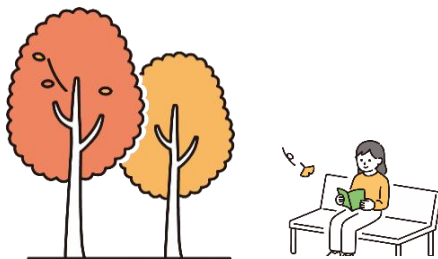
LINEで報告していただくことができます。緊急対応の場合は電話連絡ください。



街路樹の剪定

河川・排水路の清掃


維持課
(市役所 5 階)

[溝ふたあげ機及びバール、スコップなどの貸出](#)



⑤ 空き家に関すること

事業内容 (詳細は担当課まで)	担当課
<p>空き家アドバイザーの派遣</p> <p>宇治市内に空き家をお持ちの方が、その空き家の賃貸や売買などを検討する際、専門業者による助言を行います。</p>	
<p>空き家出前講座</p> <p>空き家の現状や支援制度等について、職員等が出向いて説明します。</p>	住宅課 (市役所 5 階)
<p>空き家の管理等に関する相談</p> <p>LINEで報告していただくことができます。緊急対応の場合は電話連絡ください。</p>	

⑥ 街灯に関すること

事業内容 (詳細は担当課まで)	担当課
公立集会所敷地内の街灯	市民協働推進課 (市役所 3 階)
公園内の街灯	公園緑地課 (市役所 4 階)
<p>街路灯・防犯灯の設置及び管理</p> <p>道路上の街路灯・防犯灯の故障及び球切れを見つけられた場合は、電柱等に取り付けてあります黄色地に黒色文字のナンバープレートのご連絡ください。</p>	 維持課 (市役所 5 階)

⑦ 道路・交通に関すること

事業内容 (詳細は担当課まで)	担当課
市道・市管理道路の側溝や舗装の新設	
カーブミラー・ガードレールの新設	道路建設課 (市役所 5 階)
<u>路面標示の新設</u> 横断歩道や停止線などの規制を行う標示は除きます。	
<hr/>	
<u>道路やカーブミラーの損傷等の対応について</u>	
道路の穴ぼこ、側溝ふた、ガードレールなどの損傷についてはLINEで報告していただくことができます。緊急対応の場合は直接ご連絡ください。 市道上のカーブミラーの破損を連絡いただく場合は、支柱等に取り付けてあります白地に黒色のナンバープレートの番号をご連絡ください。	
<u>市公式LINEでの報告は基本メニュー内の「街のれんらく」からお願いします。使い方は右の二次元コードを読み取り、確認ください。</u>	 維持課 (市役所 5 階)
<u>市公式LINEの登録は右の二次元コードから登録してください。</u>	
<hr/>	
側溝の改修	
<hr/>	
<u>宇治市私道整備事業費補助金</u> 宇治市内の私道等の整備工事を町内会・自治会がされる場合は、補助金制度があります。	
<hr/>	
路上障害物の除去 障害物を発見された場合にはご連絡ください。	維持課・ 建設総務課 (市役所 5 階)

[道路の占用](#)

地域行事での利用には届出が必要です。

[道路上のはみ出し注意の啓発ビラ](#)

道路・側溝への庭木、植木鉢などのはみ出しを注意するビラをホームページからダウンロードできます。

[道路や水路の無許可占用等物件に対する注意](#)

道路や水路の無許可占用等物件に関してはご相談ください。

建設総務課
(市役所 5 階)

[市道認定](#)

私道から市道への相談・手続きについての相談。

[迷惑駐車・飛出し注意等の交通に関する啓発幕の配布](#)

「やめよう迷惑駐車」「こどもとび出し注意」「スピード落とせ」「この先交差点注意」「30km/h以下で走行を」啓発幕を配布します。

1 町内会・自治会につき上限は3枚です。

[道路上の放置自転車の撤去](#)

撤去には数日かかります。

民有地内の放置自転車は撤去できません。



交通政策課
(市役所 4 階)

[宇治市のりあい交通事業](#)

バス路線が休廃止となった地域の方々が主体となり、住民、交通事業者、宇治市の役割分担により、小型バスやジャンボタクシー等の新たな公共交通を運行するものです。



その他、道路の交通安全対策

交通政策課・
道路建設課

⑧ 講座・講習会・まちづくりに関すること

事業内容 (詳細は担当課まで)	担当課
<p><u>まちづくり専門家派遣</u></p> <p>団体に出向き、まちづくりに関する専門的、技術的な助言を行うため、まちづくり専門家を派遣します。 対象：地区まちづくり協議会</p>	
<p><u>まちづくり出前講座</u></p> <p>職員が出向き、地区まちづくり協議会の認定等まちづくりに関する手法や制度について情報を提供します。 対象：住民等が主体となってまちづくりに関する活動を行おうとしている、または行っている10名以上の団体</p>	都市計画課 (市役所4階)
<p><u>まちづくり活動費助成</u></p> <p>地区まちづくり計画の策定等、自主的なまちづくりを促進することを目的として、活動費の一部を助成します。 対象：地区まちづくり協議会</p>	
<p><u>市民企画事業地域推進支援事業</u></p> <p>男女共同参画を推進する事業の実施を支援するため、講演会や研修会、勉強会などの講師謝金として25,000円を上限に奨励金を交付します。</p> <p><u>男女共同参画やハラスメントなどのアドバイザー派遣</u></p> <p>男女共同参画やハラスメントなどに関する研修会や学習会等に、講師として、女性問題アドバイザーを派遣します。費用は無料ですが、会場は申込者でご用意ください。</p>	男女共同参画課 (ゆめりあうじ3階) 39-9377
<p><u>消費生活出前講座</u></p> <p>消費生活センター相談員が出向き、悪質商法の手口や対処方法、市で受けた相談事例の紹介など、身近な消費者問題をテーマに講演します。 対象：市内に在住または在勤する10人以上の団体等</p>	市民協働推進課 消費生活センター (市役所1階)



⑨ 地域の活動に関すること

事業内容 (詳細は担当課まで)

担当課

[町内会・自治会の設立・運営の相談に関すること](#)

町内会の運営でのお困りごとや課題についてご相談ください。



[地域のつながり促進に向けた支援策に関すること](#)

地域のつながりを促進するため、補助金などで支援をしています。



[認可地縁団体に関すること](#)

法人格を取得した町内会・自治会を認可地縁団体といいます。認可等についてはご相談ください。



[公立集会所に関すること](#)

公立集会所を使用しようとする場合は、各公立集会所の管理者にお申し込みください。
管理者が分からない場合は、市民協働推進課までお問い合わせください。



市民協働推進課
(市役所 3 階)

[回覧板の配布](#)

窓口で町内会・自治会の必要数をお渡しします。
数に限りがあります。

[町内会・自治会長等の変更手続きに関すること](#)

毎年3月に届出用紙等を送付しますが、町内会・自治会の会長・範囲・組数・配布物数等の変更があれば、その都度お知らせください。



[民間集会所支援補助金](#)

町内会・自治会が自ら負担し、管理・運営している民間集会所の改修費用や電気料金などに対して補助金を交付します。



[宇治市広報板に関すること](#)

広報活動の推進のため、市内各所に市からのお知らせや市主催のイベントポスター、町内会・自治会からのお知らせなどを掲示する広報板を設置しております。広報板がどこにあるかわからない場合は、ご連絡ください。



秘書広報課
広報係
(市役所7階)

[生涯学習人材バンク](#)

宇治市内で活動する個人講師や市民グループの人材情報を集めたリストがありますので、講座やイベントなどの催しで講師を探す際にご活用ください。リストは市内各公共施設に配架しています。ホームページでは最新情報を掲載しておりますので、そちらもご確認ください。



生涯学習課
(生涯学習センター2階)

[アクトパル宇治](#)

[\(宇治市総合野外活動センター\)](#)

笠取地域にある「自然とのふれあい、自然のなかでの交流」をテーマにした野外活動施設です。宿泊、日帰りの行事にぜひご利用ください。

ご予約は予約専用電話075-575-3535まで。



[Instagramで施設の日常やイベント情報等を更新しています。](#)



地域の行事・地蔵盆にかかる保険

加入手続き及び振り込みは事前にお済ませください。
保険代理店（株）エスアールエムへ、直接、ネット申し込みも
できます。



社会福祉協議会
(宇治市総合福社会館)
22-0600

活動備品等の貸出

大会用テント、綿菓子機、プロジェクター、ポップコーン機等、使用日
の属する月の2か月前の1日から申込を受け付けます。
借りられる期間：原則3日間以内。ただし、8月の土曜・日曜は1
日間（当日のみ）



※令和6年度中
会館改修を実施
のため、閉館期間有

※令和6年度中は宇治市総合福社会館を改修するため、
活動備品の貸し出しの詳細については、お電話でご確認ください。

【二次元コードの読み取り方】

iPhoneやAndroid スマホ等の端末に標準で搭載されている機能で二次元コードの読み取りが可能です。読み取る方法は「二次元コードを読み取るアプリ」や各端末に搭載されている「標準のカメラ」などがあります。ここでは、「標準のカメラ」で読み取る場合を紹介します。

☆ コードを読み取る方法



1. 端末の「カメラ」を開きます。
※標準の「カメラ」を開きます。端末所有者によりカメラのアプリの設置場所は違います。



2. 「カメラ」の画面にコードをすべて写して端末がコードを認識すると、通知が表示されます。
※「写真」モードで写してください。



3. 表示された通知に指で触れるとWebページが開きます。

※Android端末は、ほかに読み取る方法があります。



※ ここで紹介する方法については、端末のバージョンや機種によって異なる場合があります。
※ 一部、標準でバーコードの読み取り機能が搭載されていない端末もあります。

令和6年度 地域活動 サポートメニュー

発行 令和6年4月

市民協働推進課

わくわくを繋げるまちづくり